

令和6年3月27日開会

令和6年3月27日閉会

令和6年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和6年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和6年3月27日（水）午後3時30分

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第4号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 4 議案第5号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第6号 甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定
について
- 第 6 議案第1号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 7 議案第2号 令和6年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第 8 議案第3号 令和6年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計
予算

(出席議員)

山田 厚	輿石 修	長沼 達彦	長沢 達也	木内 直子
末木 咲子	小沢 宏至	深沢 健吾	堀 とめほ	中畷 寿
橘田 大洋	清水 一成	若尾 彰子	樋口 孝之	滝川 美幸
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	有泉 誠	新海 一芳
笹本 昇	田中 一臣	小林 耐三	今村 力	

24名

(欠席議員)

なし

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	奥原 崇	事務局長	功刀 辰也
消防長	坂本 竜也	会計管理者	砂長恵美子
事務局次長	落合 康貴	副消防長	小野 英男
次長兼人事課長	田中 康弘	次長兼南消防署長	内藤 豊
次長兼企画財政課長	長谷川達郎	総務課長	今村 公二
予防課長	貴家 由夫	査察課長	佐藤 秋二
指令課長	早川 俊彦	中央消防署長	宮下 光夫
西消防署長	芦沢 岳	警防課長	保坂 雅夫
代表監査委員	佐藤 皖	公平委員長	田中 公夫
公平委員	名執 忠義	公平委員	長田 修

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	功刀 辰也	事務局次長	落合 康貴
------	-------	-------	-------

午後 3時30分 開 会

○奥石 修議長 ただ今から、令和6年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第4号から日程第8 議案第3号まででありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から令和5年度定期監査報告書及び令和5年8月末、9月末、10月末、11月末、12月末並びに令和6年1月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。お手元に配布いたしてあります報告書により、御了承願います。

次に、本日の定例会・全員協議会について、傍聴したいとの申し出がありましたので、許可いたしました。御了承願います。

以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第135条の規定により、木内直子議員、新海一芳議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥石 修議長 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第4号から日程第8 議案第3号までの6案を一括議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

(樋口雄一管理者 登壇)

○樋口雄一管理者 令和6年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、去る令和6年3月22日に甲府地区消防本部の職員が酒気帯び運転により逮捕されたことにつきましては、飲酒運転等の違反行為は全く弁解の余地がなく、社会をあげて飲酒運転の根絶に取り組む中、このような事が起きたことは慙愧に堪えません。

改めて、二度とこのような不祥事を起こすことがないように全職員に対し公務員倫理のさらなる徹底と服務規律の確保を図り、職員一丸となって再発防止に取り組み、圏域住民の皆様の信頼回復に全力を注いでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、全員協議会において坂本消防長より御報告をさせていただきます。

それでは、改めまして、私の組合運営に対する所信の一端と令和6年度各会計別予算案及び提出議案の概要につきまして、述べさせていただきますと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで51年の歴史を積み重ねてまいりました。この間、消防業務を中心にそれぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町の御理解と御協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の増進に努めてまいり所存でありますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願い申し上げます。

さて、組織市町の状況におかれましては、昨年の新型コロナウイルス感染症の5類への移行を契機として、社会経済情勢に前向きな動きも見られるなど、停滞していた地域経済を好転させるフェーズを迎えているものと推察いたします。

今後におかれましては、新型コロナウイルス感染症への的確な対応を継続することはもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、依然として厳しい財政状況が続くことが予測されるところであります。

本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が安全と安心を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、福祉の増進を図るための各種事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

組合の行財政運営にあたりましては、組織市町の厳しい財政状況を踏まえ、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいり所存であります。

以上の執行方針に基づき、令和6年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、

予算全体で申し上げますと、一般会計が、4,972万1千円。特別会計が、39億4,973万5千円。合計で、39億9,945万6千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、消防事業について御説明申し上げます。消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。こうした中、今年度、国内で発生した災害に目を向けますと、大規模地震や豪雨災害など、様々な災害が全国各地で発生するとともに、その形態は、年々、頻発化、激甚化の様相を呈しております。

特に、1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県志賀町で震度7を観測するなど、広範囲にわたり大きな揺れを観測しました。この地震では、能登半島を中心に甚大な被害が発生し、本組合消防本部からも、緊急消防援助隊山梨県大隊として、被災地へ職員を派遣し、救助活動などに当たりましたが、多くの建物が倒壊するとともに、200人を超える尊い命や貴重な財産が失われることとなりました。

一方、本組合管内では、近年、幸いにも大きな災害の発生はないものの、今後、高い確率で発生するといわれている南海トラフ巨大地震並びに、台風や集中豪雨などによる大規模な自然災害の発生が危惧されていることから、圏域住民の安全・安心に対する関心は一層の高まりを見せ、消防の責務は益々大きなものとなってきているとともに、災害発生時における迅速・的確な対応も強く求められております。

このような状況を踏まえ、消防事業におきましては、消防体制・救急体制の強化、火災予防対策及び業務の効率化の推進、人材育成・執行体制の充実の3項目を重点に掲げて、日々の災害をはじめ、大規模災害にも対応できる消防体制の確立を目指してまいります。

まず、はじめに令和6年度の組織改編であります。定年延長及び今後の消防需要を踏まえ、令和6年度から4名を増員し、日勤機動救急隊を創設いたします。

また、庶務業務における現場との一体性強化を図るため、各消防署庶務係の勤務形態を隔日勤務に変更いたします。

次に、消防施設等の整備につきましては、既定の整備計画に基づき、中央消防署空調設備改修工事、消防本部非常用発電設備1号機改修工事及び中央消防署はしご車オーバーホールを実施するとともに、中央消防署救助工作車及び南消防署高規格救急自動車

を更新整備し、消防力の充実強化を図ってまいります。

次に、警防業務につきましては、高い確率で発生が危惧されている大規模地震や想定をはるかに超える各種災害の発生も懸念されることから、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、大規模化・激甚化する災害発生時の迅速な初動体制の確立や災害対応力の向上など、更なる警防体制の充実強化を図ってまいります。

また、本組合消防本部は、総務省消防庁が充実強化を推進している緊急消防援助隊の代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し、被災地での災害活動を実施することから、出場時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ、大規模災害時の災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等による救急需要の増大に対し、救急隊員等の資質の向上のため、継続的な教育に取り組むとともに、救急隊員の職務環境の整備を図り、より一層の救急体制の充実を進めてまいります。

また、救急隊員が現場に到着するまでの間に現場に居合わせたバイスタンダーの勇氣ある行動力と判断力が傷病者の予後にかかわってくることから、救急普及啓発広報車を活用し、住民による応急手当の普及や救急車適正利用の周知につきまして、あらゆる機会を通じて進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し、継続的な教育に取り組むとともに、より一層の救助業務の充実を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、建築確認申請に伴う消防同意や危険物施設等の許認可に関し、適正な審査業務の遂行に努めてまいります。

また、住宅用火災警報器の全世帯への設置に向け、引き続き、あらゆる機会を通じて周知を図るとともに、会計年度任用職員を配置する中で、一般住宅への訪問活動を継続実施し、設置率の向上に全力を挙げてまいります。

次に、査察業務につきましては、避難に用いる階段が一つしかない建物や不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などでは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、適切な立入検査及び厳格な違反処理を行うとともに、平成30年4月1日から実施している違反対象物に係る公表制度と併せ、消防法令違反

等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

火災予防、とりわけ違反の是正は、災害現場で消防部隊が勇猛果敢に行う救助活動と同様、火災発生前における最大の人命救助といわれていることから、重大な消防法令違反の是正と広報活動を積極的に行い、圏域住民の皆様に理解を深めていただけるよう努めてまいります。

次に、指令業務につきましては、119番通報受信時における正確な情報収集と適切な口頭指導により救命率の向上を図るとともに、各種通信訓練を実施し、災害時における対応力の向上に努めてまいります。

また、行財政運営の効率化及び災害の多様化に対する消防力の維持、強化を図る1つの方策として、国中6消防本部による、消防共同指令センターを構築するため、法定協議会を設置し、具体的な準備も進めてまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する消防プリセプターシッププログラムなどを継続して実施する中で、消防力の維持・向上を図ってまいります。

また、総務省消防庁をはじめ、消防大学校、県消防学校、先進都市消防本部等への研修派遣を引き続き実施し、更なる人材育成に努めてまいります。

消防は、いつ、いかなる時であっても、圏域住民の生命・身体及び財産を守るという崇高な使命を果たさなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが常に高いモチベーションを保持し、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得すると同時に、ワークライフバランスに配慮した働き方と柔軟な執行体制にも取り組み、様々な変化に対応ができる組織風土の醸成を目指し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、国母工業団地内企業の勤労者をはじめ、多くの圏域住民の皆様に四季を通じて御利用いただいておりますが、公園開設以来43年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう整備を行い、利用者がいつでも快適に利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、令和6年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第4号 令和5年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算(第2号)については、歳出において、第1款 消防費は、常備消防費及び消防施設費を追加更正するための補正であります。

歳入については、第3款国庫支出金、第6款繰入金及び第9款組合債を追加更正するための補正であります。繰越明許費の補正は、消防職員被服整備事業を追加するものであります。地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い、借入れ限度額を変更するものであります。

次に、議案第5号 甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対しまして、勤勉手当を支給するための条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 甲府地区広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正による手数料の標準額が改定されたことに伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の一部を改定するための条例を制定するものであります。

以上が、本日提案しました案件の大要であります。

議員各位におかれましては、何卒、十分なる御審議をいただきまして、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○奥石 修議長 以上で説明は、終わりました。ここで暫時休憩いたします。

休憩中に本議場におきまして、全員協議会を開催いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時58分 再開議

○奥石 修議長 休憩前に引き続き 会議を開きます。

ただいま会議規則に基づく会議終了時刻の午後5時になります。審査、質疑が続いていますので時間を延長いたします。

これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第3 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第3 議案第4号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥石 修議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4 議案第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第4 議案第5号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥石 修議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 議案第6号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第5 議案第6号について採決いたします。

本案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○奥石 修議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、提案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 議案第1号から日程第8 議案第3号までの3案を一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第6 議案第1号から日程第8 議案第3号までの3案を一括採決いたします。

3案は、当局原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**奥石 修議長** 御異議なしと認めます。

よって、3案は提案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、会議を閉じ、令和6年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 5時 3分 閉 会

令和6年3月27日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 興 石 修

副 議 長 内 藤 久 歳

署名議員 木 内 直 子

署名議員 新 海 一 芳